

説 明 書

委託業務名	令和8年度特別企画展開催業務委託		
履行期間	契約締結の日から令和8年 12月25日（金）まで	履行場所	佐賀県立九州陶磁文化館
契約上限額	10,000千円	説明会	令和8年5月25日（月） 午後1時30分から
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和8年5月29日（金） 午後4時まで	参加資格確認 申請書提出期限	令和8年5月29日（金） 午後5時まで
提案書 提出期限	令和8年6月18日（木） 午後5時まで	プレゼンテーシ ョン	令和8年6月22日（月）
最優秀提案者 の決定	令和8年6月24日（水）		

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

また、提出書類等について説明を求めることがある。

- ア 参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- イ 誓約書（様式第3号） 1部
- ウ 実績書（様式第4号） 1部
- エ 会社概要（様式第5号） 1部
- オ 業務実施体制（任意様式） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、仕様書等に対する質問書（様式第6号）に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書表紙（様式第7号）・・・正本1部 副本6部
- イ 提案書（任意様式）・・・7部
- ウ 実施スケジュール案・・・7部
- エ 業務実施体制及び人員体制・・・7部
- オ 見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額で記載）・・・7部

(2) 提案者は次の項目について、記載すること。

ア トータルデザインプラン

○特別企画展のグラフィックデザインプラン

イ 特別企画展展示ディスプレイ等

○展示各種パネルの企画・製作

○案内看板及びタペストリー等の企画・制作・設置・撤去

○観覧券の企画・制作

ウ 広報戦略

○広報の企画・実施（新聞広告、ポスターちらし等）

エ 開会式及びイベントの運営

オ その他提案があれば記載すること

(3) 作成にあたっての注意事項

ア A4縦長左綴じ（ホチキス留め）

イ 見積書は、委託上限額を超えない範囲で積算し、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

(4) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の提案書及び添付資料の変更や差し替え等は認めない。

(5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(6) 提出は持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用するものとする。

説明にあたっては、パソコンを用いて行うことができるが、パソコンは持参する。

スクリーンやプロジェクターを使用する場合は、当館が用意するので、事前に申し出るものとする。

(2) 参加者側の出席者は5人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい）とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度（説明15分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、全ての審査委員の1項目ごとの評価点が全てそれ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提

案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、提案内容に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。

- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から5日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本企画コンペの質問は、公示に定めるとおり

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 仕様書
- (3) 評価基準
- (4) 様式1～7号
- (5) 契約書（案）

10 問い合わせ

担当課	佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課
郵便番号 844-8585	佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
電話	0955-43-3681
ファックス番号	0955-43-3324
電子メールアドレス	kyuto@pref.saga.lg.jp